レピータ局の特定の通報及びビーコン信号について

「連盟が開設するレピータ局及びアシスト局並びにリモコン局に関する規程(以下､規程という｡)」第2条第1項第1号の規定により、レピータ局の特定の通報及びビーコン信号の送信方法等について次のとおり定める。

１．特定の通報及びビーコン信号

(1) 特定の通報は、レピータ局の円滑な運用を図るための使用上の注意及び運用休止期間等の周知事項であって、送信時間は1分間以内とする。

(2) ビーコン信号は、モールス符号による「VVV DE 自局の呼出符号3回以下」の連続であって、送信時間は1分間以内とする。

２．送信時刻

通報等の送信時刻は、あらかじめ届出た時刻（なるべく当該レピータ局におけるアマチュア業務の中継を妨げない。）とする。

３．告知

特定の通報及びビーコン信号を送信するレピータ局は、その通報等の内容(概要)及び送信時刻を告知する。また、中止した場合も同様とする。

附則　本定めは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。